

2014年11月7日

北海道知事 高橋はるみ 様

「放射能汚染防止法」を制定する札幌市民の会

〒060-0052 札幌市中央区南2条東1丁目

TEL 011-200-2206 FAX 011-200-2207

連絡先 佐藤典子（市民ネットワーク北海道内）

<構成団体> 生活クラブ生活協同組合 理事長 船橋奈緒美  
NPO 法人北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会  
代表理事 嶋 明美  
市民ネットワーク北海道 共同代表 伊藤牧子  
佐藤典子  
堀 弘子  
環境市民連絡会・札幌 代表 村上紀美子  
子どもの未来を守る市民の会 代表 石川佐和子  
原子力公害に取り組む札幌市民の会代表 山本行雄

### 北海道電力泊原子力発電所についての質問書

北海道は、北海道電力泊原子力発電所の原子力防災計画を策定し、2011年3月の福島第一原発事故後何度かの修正を経て、現在に至っています。

この防災計画は、主に事故後の短期の防災対策を内容としています。しかし、事故による農業、漁業、製造業などの生産活動や事故後の居住制限など、道民生活の長期にわたる影響と対策については、殆ど触れていません。

この防災計画とは別に、北海道が、過酷事故後の被害の予測や対策を策定しているという情報もその内容も伝わってきません。

加えて、北海道が放射能被害から道民を守るために、如何なる法律に基づいて、どのような対策で道民を守ろうとしているのか、道民が共有すべき基礎的な情報すら伝わってきません。

原子力発電所の過酷事故は、道民の生活に長期にわたって甚大な影響をもたらします。防災計画による避難訓練は、終われば人々は帰宅し、それぞれの生活に戻ることができます。しかし、実際に過酷事故が発生すれば、「逃げた後どうするか」という過酷な現実には晒されることとなります。福島第一原発事故の現実がそれを示しています。

特に北海道は、長期にわたって放射能汚染の被害を免れない第一次産業の農林水産業

の比率が大きい地域です。

私達は道民として、過酷事故による被害の予測も、予測に基づく対策も伝わってこないことに強い不安を持っています。

以上の理由から、北海道電力泊原子力発電所において、2011年3月の福島第一原発事故と同様の過酷事故が発生した場合について、質問をさせていただきます。

今回する質問の内容は、主に被害予測を中心とした内容になっています。これに道が、如何なる法令をもって道民を守ろうとしているのかを付加した内容になっています。被害対策については、今回の質問に対する回答を待って他日を期したいと考えています。

下記質問事項に2015年12月12日までにお答えください。 以上

## 質 問 事 項

以下、北海道電力泊原子力発電所において2011年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故と同様の事故が発生した場合についての質問です。

### 第1 農業被害について

- 1-01 放射能汚染により、1年以上耕作不可能となる道内の耕地面積はどの程度と予想していますか。全体の面積と、主な作物別の面積を数値で示してお答えください
- 1-02 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける道内の農産物について、主要農産物の予想量と、それに相当する金額をお答えください。
- 1-03 道内の農業生産について、放射能汚染によって生ずると予想される損害額(風評被害を含む)を、事故後5年間については各年毎の、それ以降は、5年刻みで30年までの予想額をお答えください。
- 1-04 道内における、原子力災害特別措置法に基づき1年以上生乳の出荷制限を受ける乳牛の頭数は何頭と予想していますか。お答えください。
- 1-05 事故後の生乳の生産減少について、事故後5年間にわたって各年どの程度の量と予想していますか。お答えください。

- 1-06 道内における出荷不可能となる肉用牛及び豚の頭数は何頭と予想していますか。お答えください。
- 1-07 道内における養鶏業について、鶏卵及び鶏肉の生産高の減少は事故後5年間にわたって各年毎にどの程度と予想していますか。お答えください。
- 1-08 事故後、家畜の世話が1月を超えて不可能となると予想される畜産農家戸数をお答えください。
- 1-09 放射能に汚染された農地で除染をしなければならない予想面積をお答えください。
- 1-10 放射能で汚染された農地の除せんについて  
放射能で汚染された農地の除せん義務者、除せん義務の程度、除せんを怠った義務者に対する行政上の不利益処分や刑事罰、道はこれらについて定めた法令の存否について把握していますか。把握しているとすれば、その法令名をお答えください。

## 第2 漁業被害について

- 2-01 放射能汚染により操業停止を余儀なくされると予想される海域を示してください(風評被害による操業停止を含む)。
- 2-02 予想される道内の漁業についての放射能海洋汚染による損害額について(風評被害を含む)、事故の年から5年間については各年毎の、それ以降は、5年刻みで30年までの予想額をお答えください。
- 2-03 事故により養殖事業はどのような被害を受けると予想していますか。概要をお答えください。
- 2-04 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける海産物について、主要海産物の予想量と、それに相当する金額をお答えください。
- 2-5 事故後損壊した原子炉の冷却などのため生ずる汚染水について、故意又は過失

によって、海洋に投棄することを規制する法令の存否を把握していますか。把握しているとすればその法令名と、規制の概要をお答えください。

### **第3 林業の被害について**

3-01 放射能汚染により1年以上立入が制限されると予想される道内の森林面積をお答えください。

3-02 予想される道内の林業についての損害額について、事故の年から5年間については各年毎の、それ以降は、5年刻みで30年までの予想額をお答えください。

3-03 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限を受ける林産物について、主要林産物の予想量と、それに相当する金額をお答えください。

### **第4 観光業の被害について**

4-01 放射能汚染によって予想される1年以上営業を中止しなければならない、観光事業所数と従業員数をお答えください。

4-02 原発事故によって予想される海外から道内への観光客の減少について、事故年から10年間の、各年についてどの程度の減少が予想されますか。お答えください。

### **第5 製造・加工業の被害について**

5-01 放射能汚染によって1年以上工場を閉鎖しなければならないと予想される製造業・加工業について事業所数と従業員数をお答えください。

### **第6 観光事業を除くサービス業の被害について**

6-01 放射能汚染によって1年以上営業を中止しなければならないと予想される事業所数と、従業員数をお答えください。

### **第7 事故後の避難、避難後の生活被害などについて**

- 7-01 事故による 30 km圏外への一時避難について、予想人員をお答えください。
- 7-02 福島第一原発事故では、事故後飯舘村など 30 km圏外に及ぶ「計画的避難区域」が指定されましたが、これに相当する想定区域と避難対策の内容をお答えください。
- 7-03 事故後、被ばくを避けるために帰宅困難となる人々の、被災者数について、10 日、1 月、半年、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年以上、それぞれの期間を超えて避難を余儀なくされる予想人員をお答えください。
- 7-04 事故後放射能汚染により 1 年を超えて道外に避難すると予想される人員をお答えください。
- 7-05 事故による放射能汚染のため 1 年以上居住できなくなると予想される住宅戸数をお答えください。
- 7-06 福島第一原発事故では、原発から同心円で周囲 30 kmを超えて放射能汚染が広がり「緊急避難区域」に指定されましたが、これに相当する地域と避難計画はありますか。あるとすれば、その概要をお答えください。

## 第 8 事故による学校、病院、その他の被害について

- 8-01 1 年を超えて校舎を使用できなくなると予想される道内の小学校、中学校、高校を示してください。
- 8-02 1 年を超えて児童生徒が校舎外での活動を制限される道内の小学校、中学校、高校を示してください。
- 8-03 事故後、道内の小学校、中学校、高校において予想される児童生徒の人員減を示してください。
- 8-04 事故による 1 年を超えて閉鎖しなければならないと予想される医療機関の数とベット数をお答えください。
- 8-05 事故により 1 年以上閉鎖しなければならないと予想される老人施設の数と、移

転しなければならない入居老人の人員数をお答えください。

- 8-06 事故により1年以上閉鎖をしなければならないと予想される幼稚園、保育所、児童養護施設の数と、園児数、児童数をお答えください。

## 第9 公共交通に関する被害について

- 9-01 鉄道、道路について、放射能汚染のため1月を超えて不通となる予想区間、1年を超えて不通となる予想区間をお答えください(北海道新幹線開通後の交通事情も踏まえてお答えください)。

## 第10 健康被害について

- 10-01 事故後の住民の被ばく線量を計測し記録するための対策は整備されているのですか。整備されていると判断する場合は、それを定めた法令及び政策文書名を示してお答えください。
- 10-02 事故後、一時滞在者を含めて被ばく者及び被ばくの程度を把握するための対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令及び政策名を示して、その概要をお答えください。
- 10-03 事故後長年にわたる被ばく者の健康管理の対策は整備されているのですか。整備されているとすれば、それを定めた法令及び政策名を示して、その概要をお答えください。
- 10-04 事故後の避難基準として年間の被ばく線量基準を定めた法令はあるのですか。あるとすればそれを定めた法令名をお答えください。
- 10-05 福島第一原発事故後政府が定めた避難基準である年間被ばく線量20ミリシーベルトが基準になるとすれば、労働安全衛生法の専門家以外の立入が禁止される放射線管理区域の年5.2ミリシーベルト(3月1.3ミリシーベルト)を超えるところに児童を含む人が居住することになり、大きな議論になりましたが、この点について道の見解をお答えください。
- 10-06 福島第一原発事故では、「原発関連死」が深刻な問題となっていますが、「原発関連死」を想定した対策の必要性があると考えますか。あると考える場合は、国、自治体は何をしなければならないのか、何ができるのかお答えください。

## 第 11 放射能により汚染されたがれきについて

- 11-01 放射能によってkg当たり 100 ベクレル以上汚染されたがれきの量について、発生量はいくらと予想していますか。お答えください。
- 11-02 道内に発生した放射能によって汚染された可能姓のあるがれきは、廃棄物処理法上一般廃棄物に該当するのですか、産業廃棄物に該当するのですか。法令上の根拠を示してお答えください。
- 11-03 道内に発生した放射能で汚染された可能性のあるがれきは、道内で処理するのですか、道外でも処理するのですか。法令上の根拠を示してお答えください。
- 11-04 放射能で汚染されたがれきの処理に当たって焼却処理をすることになるのですか、なるとすれば放射能汚染物専用の焼却炉によって焼却するのですか。既存の自治体の焼却施設も使用することになるのですか、放射能汚染物質焼却専用の施設の有無と建設予定、使用を見込まれる既存の施設名と併せてお答えください。
- 11-05 放射能で汚染されたがれきを焼却処分する場合、焼却灰の処分実施義務者、処分基準、処分方法、処分場所の選定を定めた法令を把握していますか。把握しているとすればその法令名をお答えください。

## 第 12 除染について

- 12-01 予想される放射能により汚染された地域の除染について、除染を要する宅地、農地、山林の面積はどの程度と予想していますか。
- 12-02 放射能により汚染した、土地、住居、建物などの除染について、除染の義務を負う者は誰ですか、法律上の根拠を示してお答えください。
- 12-03 除染の対象となる土地や住宅の所有者、使用者は、除染義務者に対して除染を請求する権利はあるのですか。あるとすれば、誰に対して、どの程度まで除染をするように請求できますか。法律上の根拠を示してお答えください。

## 第 13 法令について

13-01 福島第一原発事故と同様の過酷事故が発生した場合、大量の放射能汚染水が発生しますが、この汚染水を故意又は過失により、環境中に漏洩することを規制するための行政処分や刑事罰の法令は整備されていると認識していますか。整備されていると認識しているとしたら道が把握しているその法令名をお答えください。

13-02 福島第一原発の過酷事故と同様の事故発生を想定した場合、道民を守るための法律は整備されていると考えますか、原発事故が単独で発生した場合だけでなく、原発事故が地震、津波と複合して発生した場合とについて、整備されていると考える場合は、法令名とその概要、されていないと考える場合は、どのような法令の不備ないし欠陥があると考えられるのかお答えください。

13-03 福島第一原発事故を契機に環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法などの放射性物質適用除外規定が削除されました。しかし、環境基準や規制基準の法整備はなされておらず、土壌汚染関連法など多くの公害関連法は放射性物質の適用除外規定を残したままになっています。自治体として、国のあるべき公害法の整備をどのように考えるか、環境基本法 7 条の地方公共団体の責務として何をなすべきと考えているかについてお答えください。

以上